

神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付事業実施要綱

令和2年5月22日 福祉局長決定

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、神戸市が給付金を交付することにより、公益性の高い福祉サービス事業所の事業運営の安定化を図る事業（神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付事業（以下、「本事業」という。））の実施に関して、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は、市内に所在する福祉サービス事業所に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて多くの感染拡大防止対策を講じる必要が生じるなか、市民の日常生活に欠かせないサービスとして事業を継続するため、必要な費用を給付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉サービス

介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条並びに第115条の45に規定するサービス、及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第6条及び第77条に規定するサービスをいう。

(2) 福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する事業所をいう。

(3) 介護給付等

介護保険法に規定する保険給付及び地域支援事業のうち市が必要と認める事業、並びに、障害者総合支援法に規定する自立支援給付及び地域生活支援事業のうち市が必要と認める事業をいう。

(4) 感染拡大防止対策

厚生労働省からの令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」に基づいて福祉サービス事業所が実施する、衛生用品の確保、利用者の検温徹底や、3つの密を避けるための実施場所の調整や換気、感染症予防の広報・啓発その他の対策及び神戸市からの令和2年4月3日付依頼文（神福高第35-2号）「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」に基づいて福祉サービス事業所

が実施する、サービスの利用調整や職員の健康管理の徹底をいう。

(給付の対象)

第3条 給付金の交付の対象となる福祉サービス事業所は、神戸市内に住所を有し、第8条に定める期間に、感染拡大防止対策を実施しながら福祉サービスの提供を継続し、介護給付等を受ける事業所とする。

ただし、申請時点において廃止された施設、国及び地方公共団体が設置した施設、国及び地方公共団体から運営委託を受けている施設並びに、国及び地方公共団体が出資する社会福祉事業団が経営する施設は除く。

2 1つの事業所において、複数種類の福祉サービスの指定を受けている場合、併設されている事業所はそれぞれ指定を受けた福祉サービスごとに一福祉サービス事業所とみなし、重複して支給することを妨げない。

ただし、事業の規模や性質を鑑み、別表「事業所種別一覧」に定める分類に基づき同一の事業所種別に該当する福祉サービスについては、複数種類の指定を受けていても同一の事業所として扱う。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、一福祉サービス事業所当たり20万円とする。

(給付金の交付申請等)

第5条 給付金の交付を受けようとする福祉サービス事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金交付申請書兼請求書（様式第1号、以下「申請書」という。）に、第8条で定める期間にサービスを提供していたことを証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 申請者は、申請書に代えて、市長が特別に認めた場合に限り、市長の指定するプラットフォームを通じて、神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年12月条例第34号）の定めに従い、電子情報処理組織（本市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）によって申請することが出来る。

3 第2項の規定により行われた申請は、本市の設ける電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本市に到達したものとみなす。

4 市長は、第1項に定める、第8条で定める期間にサービスを提供していたことを証する書類に代えて、介護給付等支給実績を確認することにより、福祉サービス事業所の事業実施状況を確認することが出来る。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定した場合は、その旨を新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

7 市長は、給付金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

（給付金の交付）

第6条 市長は、前条第5項の通知より30日以内に当該給付金を交付するものとする。

（給付金の返還等）

第7条 市長は、福祉サービス事業所が偽りの申請その他不正な手段により給付金の交付を受けたと認められた場合は、既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（本事業の適用期間）

第8条 本事業の適用期間は、令和2年4月1日から令和2年4月30日とする。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行に関して必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

神戸市長宛

〒

住所

(申請者) 名称

代表者職氏名

連絡先

神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

| | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請(請求)金額 | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|----------|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業所番号 | | | | | | | | | | |
| 事業所種別 | | | | | | | | | | |

添付書類 (※ ①をチェックされている場合には書類の添付必要ありません)
令和2年4月に事業を継続していたことを証する書類

①上記に代えて神戸市長が令和2年4月の介護給付等給付実績を確認することに同意します。

口座情報提供同意欄 (※ 必ず②のチェックをご確認ください)

②神戸市長が兵庫県国民健康保険団体連合会に登録されている介護給付等支払先口座情報の提供を受けることに同意します。
(提供を受けた口座情報はこの給付金の支払以外に利用することはありません)

新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金交付決定通知書

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

| | | | | | | | | | |
|-------|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付決定額 | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|-------|--|--|---|---|---|---|---|---|---|

(公印省略)

神保 第 号
年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金却下通知書

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金について、下記の理由により却下と決定しましたので通知いたします。

理由：

事業所種別一覧（介護保険サービス事業者）

（別表）

| 種 別 | | 対応するサービス種類 |
|-------------|--|--|
| 居宅介護支援 | | 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント（総合事業） |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 訪問介護 問型サービス（総合事業） |
| | 訪問入浴介護 | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 |
| | 訪問看護 | 訪問看護 介護予防訪問介護 |
| | 訪問リハビリテーション | 訪問リハビリテーション 介護予防リハビリテーション |
| | 居宅療養管理指導 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| | 通所介護 | 通所介護 通所型サービス（総合事業） |
| | 通所リハビリテーション | 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション |
| | 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 |
| | 短期入所療養介護 | 短期入所療養介護（介護老人保健施設） 短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 短期入所療養介護（介護医療院） 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） |
| | 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |
| 特定施設入居者生活介護 | 特定施設入居者生活介護（短期利用型） 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 | |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 夜間対応型訪問介護 |
| | 地域密着型通所介護 | 地域密着型通所介護 |
| | 認知症対応型通所介護 | 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| | 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） | 複合サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 複合サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） |
| 介護施設 | 指定介護老人福祉施設（特養） | 介護福祉施設サービス |
| | 介護老人保健施設 | 介護保険施設サービス |
| | 介護療養型医療施設 | 介護療養施設サービス |
| | 介護医療院 | 介護医療院サービス |

事業所種別一覧（障害福祉サービス事業者）

（別表）

| 種 別 | | 対応するサービス種類 |
|------------|--|---|
| 訪問系サービス | | 居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者包括支援 移動支援 |
| 通所サービス | 生活介護 | 生活介護 |
| | 短期入所（単独型） | 短期入所（単独型） |
| | 療養介護 | 療養介護 |
| | 自立訓練 | 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） |
| | 就労移行支援 | 就労移行支援（一般型） 就労移行支援（資格取得型） 就労定着支援 |
| | 就労継続支援（A型） | 就労継続支援（A型） |
| | 就労継続支援（B型） | 就労継続支援（B型） |
| | 児童通所支援 | 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 |
| 基準該当 | 基準該当生活介護 基準該当自立支援（機能訓練） 基準該当児童発達支援 基準該当放課後等デイサービス 基準該当短期入所 | |
| 地域活動支援センター | | 地域活動支援センター（センター型） 〃（多機能型） 〃（発達型） |
| 相談支援 | | 一般相談支援（地域移行） 一般相談支援（地域定着） 特定相談支援 障害児相談支援 |
| 入所施設 | 共同生活援助 | 共同生活援助 |
| | 施設入所支援 | 施設入所支援 短期入所（空床型） 短期入所（併設型） |
| | 障害児入所施設 | 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 |